湘南こども村　シリウス 入所案内



（令和９年/2027年度）

運営会社　株式会社アイ・エー・アイ

児童クラブは、保護者が就労などの理由により放課後等家庭にいない児童のために、適切な遊びおよび生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的に開設しています。
この入所案内には、児童クラブの入所申込手続き、利用方法、入所料等について記載しています。
申込みの前によくお読みいただき、その後も保管してください。

1. 入所申込について

Ⅰ．2027年４月の入所希望者

（1） はじめて「湘南こども村　シリウス」を利用する方
（今年度以前に藤沢市の他事業者が運営する児童クラブの利用者を含む）

		一次受付	二次受付*1	三次受付*2
受付期間	始	2026年11月11日（水）	2026年12月5日（土）	2027年1月9日（土）
	至	2026年12月4日（金） 郵送も可。必着のこと*3	2027年1月8日（金） 郵送も可。必着のこと*3	2027年2月19日（金） 郵送も可。必着のこと*3
場所 時間		湘南こども村シリウス　／　10：30 ～ 18：00		
入所の可否		2027年2月3日（水）頃	2027年2月17日（水）頃	2027年3月5日（金）頃

※土日祝日、及び12/28～1/4は受付できません。

＊1 二次受付の方は一次選考終了後、定員（受入可能人数）に空きがある場合のみ一次で入所保留となった方も含め入所希望者の優先度を判定し、入所の可否を決定します。
＊2 三次受付の方は二次選考終了後、定員（受入可能人数）に空きがある場合のみ一次と二次で入所保留となった方も含め入所希望者の優先度を判定し、入所の可否を決定します。
＊3 郵送での申込（ご本人負担）も可能としますが、申込書は大切な個人情報を含む書類であるため、できるだけ当クラブにお越しいただき申込をお願いいたします。また、書類に不備があった場合など、ご連絡・ご確認がとれるまで申請は認められません。（個人情報が多く含まれます。普通郵便ではなく、対面配達や追跡・補償があるサービスをご検討ください。）

（2） 新年度も**継続して**当クラブを利用する方

◆受付期間　：　2026年11月11日（水）～ 2026年12月4日（金）**（※土日祝日を除く）**
※この期間を越えますと、新規の二次受付以降と同様の申込方法となります。

◆申込方法　：当クラブへ書類を提出（郵送不可）
※事前に連絡をいただければ、ポストに直接投函は可とします。
◆入所の可否：2027年2月3日（火）頃
※可否の連絡は書面交付、郵送にて通知します。

Ⅱ．2027年5月以降の入所希望者（随時受付）

※学校長期休業時の申込みも含みます。
※毎月、定員（受入可能人数）に空きがある場合のみ入所希望者の優先度を判定し、入所の可否及び入所日を決定します。
※早めにお申し込みいただくことは可能ですが、入所の判定は前月の20日頃となります。

受付期間	入所希望月の**前月15日まで**の受付（毎月）　例：7月入所は6月15日が締切日
時　　間	10:30～18:00　※土・日・祝日は受付できません。
場　　所	湘南こども村　シリウス　**※郵送不可**
入所の可否	**毎月20日頃**　「入所承認通知書」または「入所不承認通知書」を発送いたします。

2. 入所要件について

児童クラブの入所については、次の①～⑦の要件を満たしている必要があります。
ただし、障がいのある児童及び特性のある児童については、障がいや特性の有無のみを理由として一律に入所を制限するものではなく、児童が安全に生活し、集団活動に参加できるよう、必要な支援や合理的配慮について、保護者との面談等にて個別に確認し、検討させていただきます。その際、保護者は、児童の状況、必要な支援の内容、緊急時の対応等について、必要な範囲で情報提供等にご協力ください。

① 藤沢市内に在住または在学の小学生であること
② 放課後等において、次の理由のため保護者が不在となる家庭の児童であること
就労／求職／就学／疾病・負傷／障がい／看護・介護／災害／出産・産休中
③ 学校、児童クラブ及び家庭間の移動について、必要な支援の内容を確認の上、児童クラブで対応可能であると判断できること
④ 食事、排せつ、更衣、身辺の整理等の日常生活動作について、必要な支援の内容を確認の上、児童クラブで対応可能であると判断できること
⑤ 集団生活への参加について、必要な支援の内容を確認の上、児童クラブで対応可能であると判断できること
⑥ 他の児童又は職員の安全確保に著しい支障を生じさせるおそれがないこと
⑦ 自傷・他害、飛び出し等について、必要な支援や合理的配慮を講じても安全確保が著しく困難でないこと

なお、次の場合は利用の停止または退所を求めることがあります。
・他の児童又は職員の生命身体に重大な危険を及ぼす行為が継続する場合
・必要な支援体制を講じても安全確保が困難と判断した場合
・保護者との協議及び改善の取組を行っても状況の改善が認められない場合
※当社（当クラブ）が特殊な事情があると認めた場合はこの限りではありません。

（1）　求職中の利用について

入所後3ヵ月目の15日までに就労・就学証明書による就労または内定が確認できない場合は、退所となります。
また、入所後3ヵ月目の7日までに就労を開始する必要があります。
入所後年度途中で退職された場合も同様となります。（例：5月31日退職の場合、8月15日までに提出。提出できなかった場合は8月31日で退所）

（2） 就学中（保護者）の利用について

申込時点で就学先を証明する書類を提出してください。
ただし、入所月より前に保護者が卒業または退学する場合は、入所後３ヵ月目の 15 日までに要件を満たすための保護者の状況が確認できる書類の提出が必要です。

（3） 出産・産休中による利用について

出産および産休（産後８週）中はご利用いただくことができます。
ただし、出産を理由に入所された場合は、産後８週後の月末までのご利用となります。

（4） 育児休業中の利用について

① 育児休業中は原則ご利用いただくことができません。
② 育児休業から復職される際は、復職される前月１日からの入所が可能です。当クラブから復職の予定等を確認させていただき、承認通知または不承認通知を発送いたします。
③ 復職の予定が決まっていない育児休業中の方は、次の条件を満たせばご利用いただくことができます。

(ア) 一次受付、二次受付、三次受付の育児休業中以外の世帯の入所者がすべて決まった後、１人でも定員に空きがあれば入所が可能です。
(イ) 年度途中で育児休業を取得する場合、児童クラブの待機児童の有無にかかわらず、希望をすれば退所せずに年度内は入所することができます。ただし、翌年度の入所の可否については（ア）に準じます。
(ウ) 育児休業中の方が空きを待っているときに、通常の申込があった場合は通常申込者が優先となります。
(エ) 出生児が満１歳に達する翌年度の５月 31 日までに復職しない場合は、５月 31 日までで退所となります。
(オ) 定員に若干名の空きがある児童クラブに対し、複数の育児休業取得世帯から入所申込があった場合は、「藤沢市放課後児童クラブ入所判定基準表」を基に入所児童を決定します。

3. 入所説明会について

事前申込制です。
日時：① 2026 年 11 月 21 日（土）10：00 ～ 11：00
② 2026 年 11 月 21 日（土）14：00 ～ 15：00
会場：湘南こども村　シリウス

- ご希望の時間、お名前、参加人数をご連絡ください。
 ＴＥＬ：0466－47－6801
 e-mail：sirius@iai.jp
 ホームページURL：http://sirius.daigiri.club/ お問い合わせより
- お子様連れの参加も可能です。
- 日時等の都合が悪く別日に説明をご希望される方はご相談ください。
- 見学は随時受け付けております。

持ち物：スリッパ、筆記用具

4. 書類の設置場所について

- 湘南こども村　シリウス（郵送もお受けします）
- 藤沢市役所青少年課（市役所本庁舎３階）
- 大鋸小学校入学予定者就学時健康診断日 最終受付テーブルにて（１１月１１日（水））

- 当クラブのホームページからもダウンロードが可能です。
 （ホームページURL　http://sirius.daigiri.club/）

5. 提出書類について

適確な審査を実施するため、必要な書類の提出をお願いします。※児童一人ひとりに各書類をご提出ください。
入所申込書のみでも仮の受付はいたしますが、申込期日までに判定に必要な書類をご提出ください。

1. 2027 年度　児童クラブ入所申込書（兼児童台帳）

2. 判定に必要な添付書類　※次頁の表を参照
※保護者の方それぞれについて証明書が必要です。
勤務先等で証明（ご記入）いただく書類もございますので、申込期間に間に合うようにご準備ください。
※必要添付書類は発行日から３ヵ月以内のものをご提出ください。
※きょうだいで同時に申込みをする場合には、１部を原本とし、コピーでの提出を可とします。
※当クラブ様式（◎印のある書類）以外での提出は判定の際に不利になることがあります。
ご注意ください。

3. ゆうちょ銀行自動払込利用申込書　※入所料等のお支払いは口座振替となります。
※ゆうちょ銀行の自動払いサービスの利用を希望される方のみ。
※ゆうちょ銀行への直接提出は不要です。（手続きは当クラブにて行います。）

★【保護者の状況を示す書類について】

保護者の状況	必要添付書類
就労・自営 ※内定・予定を含む （会社員、公務員、自営業、専従者、内職、農業等）	◎就労・就学証明書　＊複数の勤務先がある場合は、コピーして使用してください ※所定の用紙に雇用主（事業主）が証明したものをご提出ください 内定の場合は入所後３か月目の 15 日までに就労先が確認できる（身分証明書など就労先が明示されている）書類をご提出ください ※家族で自営業を営まれている場合は、自営業主が家族の状況を証明してください
就学	◎就労・就学証明書 入所日より前に、卒業、退学される場合は、入所後３ヵ月目の 15 日までに保護者の状況を示す書類の提出が必要となります
求職中	申込時点での書類提出は不要ですが、指定期日までに就労・就学証明書の提出が必要となります
疾病・負傷	◎医師による意見書（診断書）　※所定の用紙に医療機関で証明を受けてください ※障がい者手帳の写しを提出する場合は、医師による意見書の提出は不要です
障がい	障がい者手帳の写し等、障がいの等級などがわかるもの
看護・介護	①看護（介護）の必要性がわかる書類（医師の診断書・障がい者手帳等の写し） ②看護（介護）状況申告書◎　※所定の用紙に看護（介護）者が記入してください
出産	母子健康手帳の写し（母の氏名及び、分娩予定日の記載のあるもの）
災害	罹災証明書などの災害の度合いが確認できるもの

※就労・就学証明書【注意事項】
① 就労・就学証明書の押印は原則不要となりますが、就労・就学証明書の提出にあたっては、これまでと同様、必ず勤務先の事業者または就学先が作成した証明書を提出してください。
② 提出書類に偽造、改ざん等あった場合は、入所取消しとなる場合があります。
（すでに入所している場合は退所となります。）

★【加点項目を判定するための書類について】

加点項目	必要添付書類
ひとり親世帯 （離婚・死別・行方不明・拘禁・未婚等に該当） ※離婚調停中または離婚協議中などの理由により、配偶者と別居している世帯等も含む	戸籍謄本（全部事項証明） ※入所申込者（保護者の方）ご本人の戸籍謄本が必要です。 ※外国籍の方は、戸籍謄本が発行できないため、「申立書」と「住民票」と「海外に国籍があることが判断できる書類（在留カードの写しなど）」をご提出ください。 ※離婚調停（または離婚協議）中などの理由により、配偶者と別居中などの場合は、「申立書」と「ご事情を判断できる書類（住民票・調定期日等呼出状・家庭裁判所における係属証明書等）」をご提出ください。
養育者世帯	養育者申告書（所定の用紙を受付時にお渡しします、記入してください）
障がいを有する児童	身体障がい者手帳、療育手帳、または受給者証等の写し

★【入所料の減額に関する書類について】

	必要添付書類
生活保護受給者	生活保護受給証明書
市県民税額による減額対象者	所得（課税）証明書または非課税証明書

6. 入所申込書の注意事項

- 当社が運営する児童クラブ「湘南こども村シリウス」は、大鋸小学校に通学する児童が対象（申込可能）です。近隣に在住で私学に通学する児童も当クラブへ通うこと（利用すること）ができます。ご利用を希望される場合はご相談ください。
- 大鋸小学校区は「湘南こども村シリウス」か、他事業者の運営するクラブのどちらかを選択する「希望制」となります。当クラブへお申込みを希望される方は、入所申込書（IAI 版）をご使用ください。（重複して申込みすることはできません）ただし、第２希望以降に他事業者のクラブを選択することができます。
- 他事業者の運営するクラブへお申込を希望される方は、他事業者の入所申込書を使用し申込みをしてください。利用料金、開所時間等は事業者によって異なります。詳細は事業者へお問い合わせください。

7. 定員超過のため不承認となった場合

当クラブが定員に達し入所することができなかった場合に備え、申込み時に以下の４つから選択することができます。（申込書に**必ず記載**してください）

① **空きがあれば近隣の児童クラブへ入所しながら当クラブの空きを待つことを希望する**
希望した待機先の児童クラブに空きがあれば、そちらへの入所をご案内いたします。
待機先へ入所後も当クラブに空きが出た場合に入所判定の対象となり、入所可能となった段階でご連絡いたします。
ただし、最初の連絡開始日を含む２日以内に連絡が取れない場合は、次の優先順位者に移行します。

② **空きがあれば近隣の児童クラブへ年度内は入所を希望する**
希望した待機先の児童クラブに空きがあれば、そちらへの入所をご案内いたします。
待機先へ入所後は当クラブに空きが出た場合でも年度内はご連絡いたしません。

③ **自宅待機（申込みを継続し、空きを待つ）**
当クラブに空きが出た場合に入所判定の対象となり、入所可能となった段階でご連絡いたします。
ただし、最初の連絡開始日を含む２日以内に連絡が取れない場合は、入所申請を取消しとさせていただき、次の優先順位者に移行します。

④　**申込みを取下げる**

入所不承認通知書をもって入所申込みはキャンセルとなり、提出していただいた申込書等は破棄されます。
再度、入所を希望するには申込書等を提出していただきます。

※ ① ②について

- 複数の児童クラブを選択することができます。＊優先順位をつけてください。
- 申込提出時にできる限り希望するすべての待機先児童クラブをご記入ください。
 待機先として学区外の児童クラブを選択することも可能ですが、対象の学区内の入所者がすべて決まった後、定員に空きがあれば入所が可能です。
 ただし、学校から児童クラブの距離などによって、学区外の児童クラブへの通所の安全性が確保できない場合は、市と協議の上、入所をお断りさせていただく可能性がございます。
- 申込書提出後に希望する児童クラブの追加および変更等があった場合には、申し出のあった日の該当判定月から追加・変更となります。申請書提出時の受付期間とは異なる場合があります。
- 他事業者の児童クラブへの入所が決定した場合については、入所申込書の「確認事項兼同意書」に署名をいただいたうえで、書類一式を事業者間で引継ぎます。
- 児童クラブは、年度ごとに入所申込が必要となります。そのため、申込状況により年度ごとに異なる児童クラブに入所となる場合があります。

8. 入所の判定について

- 児童クラブは安全面・健康面等を考慮した定員（受入可能な人数）を定めています。
- 定員を超える場合は「藤沢市放課後児童クラブ入所判定基準表」に基づき、入所受入可否の判定を行います。
 ※詳細は「藤沢市放課後児童クラブ入所判定基準表」をご確認ください。
- **判定は、申込期日までに提出されている書類に基づいて行います。**
 「5. 提出書類について」（4～5ページ）で必要な書類をご確認のうえ提出をお願いします。

9. 当クラブの概要

（1） 活動内容

児童クラブでは、児童の成長を促すこととして、次の活動を行っています。

- ✧　児童の安全と健康を守ります
- ✧　生活や遊びを通して、個と集団が共に成長できるような環境づくりをします
- ✧　児童のやってみたい気持ちに寄り添い、豊かな心を育てます
- ✧　多様な人間関係を通して、コミュニケーション能力を培います
- ✧　保護者と協同して、子どもの育ちを支援します
- ✧　地域活動への参加、地域の特性を生かした活動
- ✧　児童の健全な育成を助ける活動等

※詳しい内容につきましては「入所のしおり」でご確認ください。



（2） 定員

60 名

（3） 開所日と開所時間

- 月曜日～金曜日　放課後 ～ 19：00（18：00 ～ 19：00 は延長利用）
- 土曜日　8：00 ～ 19：00（18：00 ～ 19：00 は延長利用）
- 学校休校日　8：00 ～ 19：00（18：00 ～ 19：00 は延長利用）

（4） 延長利用について

- 18 時 00 分以降は延長利用として、19 時 00 分までお預かり可能です。
- 金額は「10. 料金について」でご確認ください。

（5） 休所日

- 日曜日及び国民の祝日
- 2027 年 12 月 29 日 ～ 2028 年 1 月 4 日
- 災害等により小学校が休校となった日
- その他、当社が必要と認める日

10. 料金について

（1） 入会金について

当クラブを初めて利用される際に、初回の入所料と合わせてお支払いいただきます。
※藤沢市内においてクラブの移動があった場合、入会金を再度請求することはありません。

入会金（児童ひとりにつき）	9，000円

（2） 入所料・おやつ代について ＜児童 1 人の利用料（月額）＞

学年	1・2 年生	3・4 年生	5・6 年生
入所料	15，000円	14，500円	10，000円
おやつ代	2，500円	2，500円	2，500円
計	17，500円	17，000円	12，500円

- 入所料・おやつ代の日割り計算はできません。
- きょうだい入所の減額制度はありません。
- アレルギーによる完全除去が必要でおやつをご家庭でご用意される場合については、おやつ代を免除といたします。小学校へ診断書を提出されている方は、クラブへコピーの提出をお願いします。
- 行事などで、別途費用をご負担いただく場合がございます。
- 退所申請を期日までに行わなかった場合は支払が発生しますのでご注意下さい。

（3） 延長利用料について ＜児童 1 人の延長利用料（月額）＞

延長利用料	金額	きょうだい共に延長登録する場合 2 人目より
月単位定期利用	2，000円	1，000円
スポット（単発）利用	500円／回	

- 延長（月単位定期利用）利用料の日割り計算はできません。
- ご利用をいただく場合は、月単位利用とスポット（単発）利用があります。いずれの場合も事前申請が必要となりますが、スポット（単発）利用の場合は当日の電話連絡でも可です。ご都合に合わせてご利用ください。また、申請がなくても 18 時以降のご利用があった場合は、スポット（単発）利用料金をご請求させていただきます。
- 生活保護世帯は延長利用料が免除となります。

（4） お支払い方法について

- ご 請 求：毎月月締め。その月の１０日前後に請求書を発行。
- 請求内容：入所料、おやつ代、延長定期利用料、前月延長スポット利用料。（初回のみ入会金も請求）
- 納　　期：毎月２７日。ただし、金融機関が休業日となる場合は翌営業日となります。

・ 納入方法：ゆうちょ銀行の自動払いサービスの利用又は、指定口座へのお振込み。
ゆうちょ銀行の自動払いの手続きが完了するまでは、下記口座へお振り込みをお願いします。
ゆうちょ銀行の自動払いサービスの手数料は１０円です。（2026 年９月時）
自動払い手数料及び振込手数料は、保護者様負担でお願いします。

＜振込先＞

ゆうちょ銀行からの振込	ゆうちょ銀行以外/他行からの振込
口座記号番号：00170-4-731536 株式会社アイ・エー・アイ	ゆうちょ銀行　〇一九（ゼロイチキュウ）店 当座　0731536 株式会社アイ・エー・アイ

（５） 入所料等の滞納について

・ 振込忘れ、残高不足により入金確認が出来なかった場合、翌月の請求書で２ヵ月分を合わせて請求いたします。

※ただし、３ヵ月分の滞納は入所取消となりますのでご注意ください。

（６） 入所料の減額について

次に該当する場合は、入所料の減額を受けることができます。
自己申告となりますので、該当する場合は必要書類を提出してください。

① 生活保護世帯　　入所料減額（月額）：5,000 円
必 要 書 類　　：生活保護受給証明書

② 世帯の個人市県民税額に基づく算定額が年額 12 万円未満
※すでに減額されている場合は提出不要です。
入所料減額（月額）：10 ページの表により減額
必 要 書 類　　：所得（課税）証明書　または　非課税証明書

＜所得（課税）証明書または非課税証明書の該当年＞

	4～6 月分	７月分～
新規申込または入所（待機）中で未申請	令和８年度（令和７年分）	令和９年度（令和８年分）
入所（待機）中で 2026 年度（令和８年度）減額申請済み	提出不要	

＊市役所納税課または各市民センターで発行しています。
＊令和８年度（令和７年分）は 2026 年１月１日に住所のあった市区町村が発行します。
＊令和９年度（令和８年分）は 2027 年１月１日に住所のあった市区町村が発行します。
＊証明書の発行には、発行市町村により規定の発行手数料がかかります。
＊証明書の扶養欄に扶養している人数の記載があることを確認してください。
記載がないと減額される金額が少なくなることがあります。

＜所得（課税）証明書または非課税証明書の提出について＞

必要	父　母	不要	学生の兄または姉※
	学生でない兄または姉※		弟または妹
	祖父　祖母 その他同居人（住民票上同一世帯の場合）		

＊住民票が同一世帯でない場合でも、同一生計の場合は、所得（課税）証明書または非課税証明書が必要となります。（単身赴任、別居の保護者等を含む）。
※令和８年度（令和７年分）は 2025 年 12 月 31 日時点
令和９年度（令和８年分）は 2026 年 12 月 31 日時点で学生だった場合には提出不要です。

◆ 提出期日：下表参照

	4～6 月分	７月分	８月分～
新規申込または入所中で未申請	前月末日	2027 年６月１日（火） ～ 2027 年６月 15 日（火）	前月末日
入所中で 2026 年度に減額申請済み	提出不要		
待機中	別途通知		別途通知

＊提出期限を過ぎた場合は、翌月分からの適用となります。遡っての減額はいたしません。

【算定方法】

市県民税年額 + 税額控除分 −（33,000 円 × 0～15 歳の扶養人数 + 12,000 円 × 16～18 歳の扶養人数）

例）市県民税額（年額）　父：120,000 円　母：10,000 円
　　税 額 控 除 額 ※　　父：　5,300 円　母：　　0 円
　　0 ～ 15 歳の子：1 人（父が扶養）
　　16 ～ 18 歳の子：1 人（母が扶養）

	年額の市県民税（a）	税額控除額（b）	0～15 歳		16～18 歳		算定後の金額 a+b −(c+d)
			人数	金額（c）（人数×33,000 円）	人数	金額（d）（人数×12,000 円）	
父	120,000 円	5300 円	1 人	33,000 円	0 人	0 円	92,300 円
母	10,000 円	0 円	0 人	0 円	1 人	12,000 円	0 円
その他							
合　　計							92,300 円

※算定後の金額がマイナスとなる場合は、「0」円として計算してください。
※税額控除額とは、調整控除・配当控除・住宅借入金等特別控除・寄附金税額控除等を指します。
　税額控除欄に記載のある市民税額・県民税額を合算します。（税額控除前所得割・配当割譲渡所得割は除きます。）

市県民税に基づく算定額の世帯合計が 92,300 円となり、次ページの減額対応表より**月額 1,250 円の減額**を受けることができます。

＜確認用＞

	年額の市県民税（a）	税額控除額（b）	0～15 歳		16～18 歳		算定後の金額 a+b −(c+d)
			人数	金額（c）（人数×33,000 円）	人数	金額（d）（人数×12,000 円）	
父	円	円	人	円	人	円	円
母	円	円	人	円	人	円	円
その他							
合　　計							円

【市県民税額の確認方法】＊以下のいずれかで確認することができます。

- 「給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」
- 「市民税・県民税納税通知書」
- 市役所で発行している「所得（課税）証明書」
 （証明書の発行には、発行市町村により規定の発行手数料がかかります。）

＜減額対応表＞

市県民税に基づく算定額（年額での世帯の合計額）			入所料減額（月額）
0円			5,000円
1円	～	14,999円	4,590円
15,000円	～	24,999円	4,170円
25,000円	～	34,999円	3,750円
35,000円	～	44,999円	3,340円
45,000円	～	54,999円	2,920円
55,000円	～	64,999円	2,500円
65,000円	～	74,999円	2,090円
75,000円	～	84,999円	1,670円
85,000円	～	94,999円	1,250円
95,000円	～	104,999円	840円
105,000円	～	119,999円	420円

11. 大鋸小学校区の放課後児童クラブ一覧

クラブ名	所在地	電話番号	法人名
湘南こども村 シリウス	大鋸１００２－１４	47-6801	株式会社アイ・エー・アイ
わんぱく児童クラブ	大鋸976	26-2226	公益財団法人藤沢市みらい創造財団
やまびこ児童クラブ	大鋸976	55-2223	公益財団法人藤沢市みらい創造財団



～　湘南こども村シリウス 室内　～

12. 児童クラブ確認事項兼同意書について

以下の内容を確認し、児童クラブ申込書の「児童クラブ確認事項兼同意書」に同意の署名をお願いします。
ご不明な点は、お問合せください。

1	「入所案内」、「入所のしおり」、「入所判定基準」を理解し、申込みをすることに同意します。
2	提出書類の内容について、電話や訪問などにより自宅及び勤め先に確認させていただくことがあります。
3	提出書類の内容が事実に相違した場合は、入所取消しとなる場合があります。
4	定員超過のため指定の児童クラブに入所できず待機となった後、入所可能の連絡に対し、連絡開始日を含む２日以内に連絡が取れない場合は次の優先順位者に移行されます。
5	保護者が退職または求職中となった月末から３ヵ月目の 15 日までに、入所後３ヵ月目の７日までに就労を開始した（する）ことが確認できる就労証明書（内定を含む）を提出しない場合は退所となります。年度途中で退職または求職中となった場合も同様となります。
6	年度途中で家庭の状況が変わった場合は、児童クラブにお伝えください。変更届を提出していただき、状況を確認のうえ、入所継続の可否を判断させていただきます。
7	入所料（月額）を３ヵ月分滞納し、最終督促に応じない場合は、入所取消しとなります。
8	学校、児童クラブ、習い事、家庭間の移動については、保護者の責任で行ってください。
9	遠足などの行事において保護者の引率をお願いすることがあります。
10	お子様の日々の生活の状況について、相談等のための個人面談をお願いすることがあります。
11	児童クラブで安全・安心な集団生活を続けることができない場合は、ご家族とご相談のうえ、年度途中や年度更新時に利用をお断りすることがあります。
12	児童クラブにて、特別な配慮が必要なことがある場合には、ご相談ください。
13	延長利用中止申請および退所申請を期日までに行わなかった場合は、翌月の入所料等の支払いについて承諾します。
14	入所料の減額対象世帯は７月分以降の入所料の減額に関して、2027 年６月１日以降に「令和９年度（令和8年分）所得（課税）証明書」または「非課税証明書」の提出が必要となります。 ご提出がない場合は、入所料の減額は適用されません。
15	本申請に記載した情報・税情報等について、児童クラブの運営に必要な範囲で使用すること、また事業主体である藤沢市より閲覧の請求があった場合には、それに応じることを承諾します。
16	入所児童への適切な対応を図るため、小学校等との連携を図り、児童に関する情報の収集・提供を行います。
17	希望した児童クラブへの入所が不承認となり、他事業者の運営する児童クラブへ入所を希望する場合に限り、入所申込の円滑な受付を行うため事業者間で関係書類を引き渡すことに同意します。
18	他事業者の運営するクラブに入所していたまたは入所予定である場合に限り、入所児童への適切な対応を図るため他事業者と連携を図り、児童に関する情報の収集・提供を行うことに同意します。

13.　お問合せ先/郵送先

湘南こども村　シリウス

〒251-0002　神奈川県藤沢市大鋸１００２－１４

０４６６（４７）６８０１

メールアドレス　　sirius@iai.jp

ホームページURL　http://sirius.daigiri.club/

（HP からも入所に必要な書類をダウンロード出来ます。）



～ 湘南こども村シリウス 外観 ～

運営会社

株式会社アイ・エー・アイ（略称ＩＡＩ）

〒101-0065　東京都千代田区西神田二丁目３番４号パレスピアビル３F

ＴＥＬ03（3222）7571/ＦＡＸ03（3261）0251